

衆議院政治改革に関する特別委員会ニュース

【第216回国会】令和6年12月16日（月）、第6回の委員会が開かれました。

- 1 政治資金規正法の一部を改正する法律案（大串博志君外10名提出、衆法第2号）
政治資金規正法等の一部を改正する法律案（木原誠二君外5名提出、衆法第6号）
国会法の一部を改正する法律案（木原誠二君外5名提出、衆法第7号）
政治資金委員会法案（木原誠二君外5名提出、衆法第8号）
政治資金規正法の一部を改正する法律案（大串博志君外7名提出、衆法第9号）
政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案（大串博志君外9名提出、衆法第10号）
政治資金監視委員会等の設置その他の政治資金の透明性を確保するための措置等に関する法律案（古川元久君外3名提出、衆法第11号）
政党交付金の交付停止等に関する制度の創設に関する法律案（古川元久君外2名提出、衆法第12号）
政治資金規正法等の一部を改正する法律案（大串博志君外7名提出、衆法第13号）
・各案について、提出者国光あやの君（自民）、小泉進次郎君（自民）、長谷川淳二君（自民）、井坂信彦君（立憲）、奥野総一郎君（立憲）、本庄知史君（立憲）、青柳仁士君（維新）、池下卓君（維新）、臼木秀剛君（国民）及び中川康洋君（公明）並びに政府参考人及び衆議院事務局当局に対し質疑を行いました。
（質疑者）長谷川淳二君（自民）、小泉進次郎君（自民）、後藤祐一君（立憲）、青柳仁士君（維新）、森ようすけ君（国民）、福田玄君（国民）、中川康洋君（公明）、高井崇志君（れ新）、塩川鉄也君（共産）、福島伸享君（有志）

（質疑者及び主な質疑事項）

長谷川淳二君（自民）

衆法第10号

- ア 企業や労働組合における構成員に対するいわゆる奉加帳方式による政治団体への寄附の勧誘は本法律案で新設される第22条の6の3に抵触するか否かの確認
- イ 企業・団体と関係のある政治団体から政治家個人の後援会等の政治団体への寄附を認めることは政治資金規正法の趣旨である公開性の原則を後退させかねないとの指摘に対する見解
- ウ 企業・団体から政党への寄附を禁止する一方で労働組合系政治団体から政党以外の政治団体への寄附を禁止しない本法律案は政党本位の政治に逆行するという指摘に対する見解
- エ 氏名や住所を明らかにしたくない支出先についても必ず氏名、住所及び支出日が公開されるという理解でよいかの確認

小泉進次郎君（自民）

衆法第10号

- ア 企業・団体献金禁止法案を提出する一方で野田立憲民主党代表が企業・団体献金について完全に悪という立場ではなく寄附を受領していることなど一貫性を感じない党の姿勢に対する法律案提出者（立憲）の所見
- イ 本法律案において企業・団体献金を禁止するのは完全に悪という立場に変わるということか否かについての法律案提出者（立憲）の見解
- ウ 本法律案成立後も労働組合系政治団体による献金は引き続き可能か否かについての法律案提出者（立憲）への確認
- エ 企業・団体献金を立憲民主党が受領した場合は悪ではないが自由民主党が受領した場合は悪であるとする趣旨の説明はおかしいとの指摘に対する法律案提出者（立憲）の見解

後藤祐一君（立憲）

(1) 公開方法工夫支出

- ア 自由民主党、立憲民主党、日本維新の会、国民民主党及び公明党の令和5年中の支出における公開方法工夫支出に該当すると思われる支出の有無及びある場合にはその詳細
- イ 安全・外交秘密関連支出は他国の重要人物と接触するために要する費用が含まれるか否かについての法律案提出者小泉進次郎議員の見解
- ウ 重要人物本人ではなく介在した者に対し支出した場合における第三者機関の審査の仕方及び審査上必要とされた場合における当該重要人物の氏名の開示の有無
- エ 政党から支出を受けている事実は法人等業務秘密関連支出の定義中の「法人その他の団体の業務秘密を害するおそれ」に該当するかについての法律案提出者（自民）の見解
- オ 12月13日の参議院予算委員会で石破内閣総理大臣が例として挙げた政党から支出を受けている事例が「法人その他の団体の業務秘密を害するおそれ」に該当するかについての法律案提出者（自民）の見解
- カ オのような事例に対する政治資金委員会において想定される監査の基準
- キ 公開方法工夫支出に該当する支出は官房機密費から支出すればよいとの意見に対する法律案提出者（自民）の見解

(2) 第三者機関

- ア 衆法第6号、特に公開方法工夫支出に係る規定に対する公明党の賛否
- イ 衆法第11号における政治資金監視委員会の所掌事務に公開方法工夫支出の監査が含まれるかについての法律案提出者（公明）への確認
- ウ 衆法第2号が成立した場合の政治資金監視委員会の所掌事務の修正の必要性の有無についての法律案提出者（国民）の見解

青柳仁士君（維新）

(1) 公開方法工夫支出（衆法第6号）

- ア 過去に自由民主党が幹事長に支出した政策活動費の中で公開方法工夫支出に当たる支出として使われた額
- イ 過去、自由民主党において支出された政策活動費において、公開方法工夫支出に該当する支出の有無
- ウ 公開方法工夫支出の立法事実に対する見解
- エ 法律案提出者長谷川淳二議員が「政治資金規正法のあらまし」及び本年6月改正に係る「政治資金規正法の一部を改正する法律の概要」を見たことあるかの確認
- オ 自由民主党が政治資金団体である国民政治協会に10億円支出し、そこから自由民主党の幹事長に10億円渡切りで支出した場合、今までと同じ政策活動費の使い方が出来るとの理解に対する見解
- カ 国民政治協会による渡切りの支出が可能であるか否かの確認

(2) 第三者機関

- ア 衆法第11号において、第三者機関が監視の対象とするのは国会議員関係政治団体であり、政党が入らないことの確認
- イ 衆法第11号において、今後の議論の中で政党も第三者機関の監視の対象になり得るという答弁であるとの理解に対する確認
- ウ 衆法第7号・第8号では第三者機関の監視の対象は公開方法工夫支出に関する部分の政党の支出のみであり、衆法第11号では第三者機関の監視の対象に政党の支出が入らないことの確認
- エ 衆法第7号・第8号では政党の支出のうち、公開方法工夫支出以外の支出については監査を受けないという理解で良いかの確認

- (3) 既得権の範囲内での改革しかできない自由民主党から脱却することを目指すという発言の背景には企業・団体献金があるのではないかとこの意見に対する法律案提出者小泉進次郎議員の見解

森ようすけ君（国民）

- (1) 衆法第6号に渡切りの支出に罰則の規定が設けられていない中でいかに実効性を担保していくかについての法律案提出者（自民）の見解
- (2) 衆法第8号について、第三者機関に収支報告書の記載の監視、不備があった際の措置などの権限を持たせることが必要ではないかとこの意見に対する法律案提出者（自民）の見解
- (3) 企業・団体献金に関して、全て廃止する又はこのままの制度とするとの二極端の話ではなく、一定の折り合いをつける方向もあるのではないかとこの意見に対する法律案提出者（自民）の見解

福田玄君（国民）

企業・団体献金について

- ア 金銭によって人間というのは何らかの付度もしくは配慮をするものかどうかという認識について各法律案提出者（立憲、自民、維新、国民及び公明）の見解
- イ ロビー活動による政策の影響の有無について法律案提出者（自民）の見解
- ウ NPOや小さなボランティア団体など様々な団体がある中で企業と政治団体による献金の議論は分けてする必要があるのではないかとこの考えについて各法律案提出者（自民及び立憲）の見解

中川康洋君（公明）

- (1) 衆法13号
- ア いわゆる連座制の強化について
- a 実際の会計処理及び収支報告書の作成について国会議員をどこまで携わることを想定しているのかの具体例
- b 本法律案には国会議員の活動実態を踏まえたフローを明確にするという観点が抜け落ちており実効性に乏しいとの意見に対する見解
- c 寄附の不記載に関する罰則として過失による不記載でも公民権停止とするのは他の罰則と比較しても重過ぎるとの意見に対する回答
- d 法律案を提出した立場から立憲民主党内において過失による1件150万円を超える不記載発覚時の対応の仕方
- イ 国会議員関係政治団体から寄附を受けた政治団体の収支報告書の特例として各年中において100万円以上の寄附を受けた政治団体を国会議員関係政治団体とみなすとする規定に係る金額の根拠
- (2) 衆法11号における政治資金監視委員会の設置関連
- ア 組織の在り様の参考として過去に国会に設置された国会事故調についてその組織の特徴並びに委員会構成としてその人数、委員の専門性及び任命手続についての衆議院事務局への確認
- イ 国会事故調の事務局の規模及び予算について衆議院事務局への確認
- ウ 総務省に設置された政治資金適正化委員会の組織の特徴並びに委員会構成としてその人数、委員の専門性及び任命手続について総務省への確認
- エ 政治資金適正化委員会の事務局の規模及び予算について総務省への確認
- (3) 衆法第6号に関し、収支報告書等のデジタル化の推進に係る準備を施行期日である令和9年1月1日に間に合わせることの可否及び予算の規模についての総務省の見解

高井崇志君（れ新）

- (1) 少数政党に所属する候補者等の支障になっている金のかかる選挙の仕組みを法律案審査の機に併せて改めるべきとの考えに対する各法律案提出者（自民及び立憲）の所見
- (2) 政府統一見解「企業・団体献金の禁止と憲法第二十一条との関係について」（令和6年12月13日）
 - ア 政府統一見解に記されている「必要性等について慎重に検討されるべきもの」という文言の意味についての総務省の認識
 - イ 企業・団体献金の禁止の憲法適合性について内閣法制局において検討した事実の有無
 - ウ 八幡製鉄所事件判決（最高裁昭和45年6月24日大法廷判決）において最高裁判所が「立法政策にまつ」と判示したことが企業・団体献金の禁止が憲法違反ではないことを意味するとの意見に対する内閣法制局の所見
 - エ 石破内閣総理大臣の答弁の修正を踏まえて政府統一見解を再提出する必要性
- (3) 第三者機関の設置に関し、国民民主党及び公明党が共同提出した衆法第11号に賛成する可能性に対する各法律案提出者（自民、立憲及び維新）の見解
- (4) 現行の政党交付金の配分基準及び制度創設時における少数野党への配慮を主張する意見の有無
- (5) 英国のように政党交付金を少数野党に厚く配分する仕組みにすべきとの意見に対する各法律案提出者（自民及び立憲）の所見

塩川鉄也君（共産）

- (1) 公開方法工夫支出（衆法第6号）
 - ア 氏名、住所、年月日の収支報告書への記載の要否
 - イ 支出額の上限規制の有無
 - ウ 領収書等の写しの総務省への提出の要否
 - エ 政治資金規正法第1条で規定する政治資金の収支の公開の原則に反するとの考えに対する法律案提出者（自民）の所見
- (2) 政治資金委員会（衆法第8号）
 - ア 公開方法工夫支出に係る氏名、住所、年月日を公開する仕組みの有無
 - イ 公開方法工夫支出に係る領収書等の写しを公開する仕組みが入っていないことの確認及び法律上の担保の有無
 - ウ 国会における情報公開が行政機関の情報公開と同様の取扱いになっている旨の法律案提出者（自民）の答弁（令和6年12月13日）の不備の有無
 - エ 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法（平成23年法律第112号）を参考にして立案したか否かについての法律案提出者（自民）への確認
 - オ 衆法第8号に、上記法律に盛り込まれていた利害関係者との接触等の報告や会議の公開が盛り込まれていない理由
 - カ 委員会の会議録全体を公開する仕組みの有無及び将来的な公開についての法律案提出者（自民）の所見
 - キ 現状で情報公開のルールがない国会で政治資金を取り扱うのではなく、政治資金規正法に基づき公開して、国民の不断の監視と批判の下に置く必要性
- (3) 外国人・外国法人等による政治資金パーティーの対価支払の禁止（衆法第6号）
 - ア 日本法人で、かつ5年以上上場している外資系企業を特例上場法人と規定し、対価支払の禁止の対象外とする理由
 - イ 献金の是非という国民の参政権に関わる問題、とりわけ外国からの影響力の問題について、上場基準という市場のルールに委ねることの是非に関する法律案提出者（自民）の所見

福島伸享君（有志）

第三者機関

- ア 衆法第 8 号及び衆法第 11 号において第三者機関の委員長及び委員に求められる要件を丁寧に規定する必要性に対する各法律案提出者（自民及び国民）の見解
- イ 衆法第 11 号において第三者機関について別に定めるとされている法律では第三者機関の委員の要件を正確に規定すべきという指摘に対する衆法第 11 号提出者（公明）の見解
- ウ 衆法第 8 号及び衆法第 11 号はいずれも第 6 条第 3 項で「委員は積極的な政治活動をしてはならない。」と規定しているが、委員は積極的ではない政治活動をすることが認められるか否かの確認
- エ 衆法第 8 号及び衆法第 11 号において第三者機関の委員を両議院の議院運営委員会の合同協議会が推薦するとしていることは欠陥であるため削除すべきとの指摘についての見解
- オ 衆法第 11 号第 8 条第 1 号が第三者委員会の所掌事務として定める「監視」の具体的内容の法律案提出者（公明）への確認及び第 9 条第 2 項で規定する「必要な措置」には強制的な措置が必要ではないかという意見に対する衆法第 11 号提出者（公明）の見解
- カ 衆法第 11 号で第三者機関について別に定めるとされている法律において第三者委員会が行う必要な措置に立入調査を入れる余地があるかの法律案提出者（公明）への確認
- キ 衆法第 11 号第 13 条において「別に法律で定める」とされている収支報告書の記載方法等についての助言等を行う体制の内容
- ク 自由民主党が衆法第 11 号に賛成する余地があるかについての確認
- ケ 衆法第 13 号附則第 15 条は第三者機関の設置について検討事項としているが、立憲民主党は法律案提出後の現在もこの条文でよいと考えているのかについての確認
- コ 立憲民主党が今国会において第三者機関設置の法案を提出しなかった理由及びそれにも関わらず現在は衆法第 11 号と一致点が多いと判断するに至った理由

2 国会法の一部を改正する法律案（木原誠二君外 5 名提出、衆法第 7 号）

政治資金委員会法案（木原誠二君外 5 名提出、衆法第 8 号）

- ・両案の撤回を許可することに決しました。

3 政治資金規正法等の一部を改正する法律案（木原誠二君外 5 名提出、衆法第 6 号）

- ・小泉進次郎君外 2 名（自民）提出の修正案について、提出者小泉進次郎君（自民）から趣旨説明を聴取しました。